

基礎資料編

ごあいさつ

組合員・利用者の皆様方には、日頃より格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA日立市多賀は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、経営方針、事業内容、最近の業績等について、できるだけ分かり易くまとめたディスクロージャー誌「2026JA日立市多賀の現況」を作成いたしました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための参考資料として、ご高覧いただければ幸いです。

今後とも、組合員・利用者の皆様の地位向上と経営安定のため全力を尽くす所存ですので、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和8年5月

日立市多賀農業協同組合

代表理事組合長 助川 弘一

経営理念

JA 日立市多賀は、「限りなく奉仕をしよう」を基本理念として

1. 地域環境を大切にした農業振興対策に努めます
2. 多様化する組合員・利用者のニーズに対応できる JA を目指します
3. 経営の合理化・効率化の徹底に努めます

経営方針

訪問活動を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。

「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取り組みについて、3つの柱のひとつである「I. 農業」の取り組み事項を実践し、最重点課題である「担い手の育成・確保」に取り組みます。

また、自己改革の取り組みと成果について、対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることでPDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

I. 農業

食料供給の安定化に寄与する多様な担い手による多数な農業に取り組みます。

<優先課題>

1. 担い手の確保・育成
2. 環境に配慮した農業の展開
3. 高付加価値化（ブランド化）への取り組み
4. 食料安全保障強化への対応

II. 地域・くらし

地域に根ざした事業・活動を通じて地域住民や消費者とのつながり強化に取り組みます。

<優先課題>

1. 消費者とのつながりづくり（JA ファンづくり）
2. 食農教育の展開

III. 組織・経営

組合員のニーズに基づいた組織・事業運営を展開するため組織・経営基盤の強化に取り組みます。

<優先課題>

1. 人材確保・育成
2. 組織基盤の強化
3. DX の推進
4. 経営基盤の強化

IV. 情報発信

ターゲットを明確にしたうえで積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます。

<優先課題>

1. 組合員を含めた地域住民に対する広報
2. 役職員に対する広報

経営管理体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和 7 年度）

経営環境と令和 7 年度の業況・事業実績・損益状況の概要

当 JA が地域に必要とされる JA であり続けるため、経営基盤の確立・強化を通じて組合員との徹底した対話を行い、総合事業の推進に努めました。

一方で、世界的な異常気象に伴い、米価の高止まり・高温障害などによる野菜の成長不良などが発生し、国内物価上昇を招いている状況です。

令和の米騒動と言われる米価高騰の余波を受け、もち米も前年の倍近くの価格になり、少しでも安い価格での提供をと思い、他の JA に協力を仰いだ事もありました。

また、為替も円安状況が続いており、輸入物価も高止まりしている状況です。日銀の政策金利引き上げで、金利のある金融市場復活で預金獲得に奔走する金融機関の間では競争激化が起こっています。

この様に組合を取り巻く環境も厳しくなる中で、労働環境の改善に真摯に向き合い、経営の安定に努めて参りました。今後とも事業運営の効率化、コスト削減、管理費の削減を推し進め、JA らしい情報発信に努めます。そして、当 JA が地域にとって欠かせぬ存在になれるように、地域と共に精進して参ります。

令和 7 年度決算の概要と主要業務の概況

資産・負債の状況

(単位：千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
事業利益	18,164	55,135	42,209	2,306
経常利益	38,018	70,665	59,319	22,309
当期剰余金	27,148	50,945	42,380	16,615
総資産	38,731,080	39,112,923	37,841,458	37,923,863
純資産	2,088,296	2,137,166	2,176,491	2,178,181

主要業務の推移

(単位：千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貯金	35,827,440	36,276,406	35,250,824	35,106,602
貸出金	12,880,422	13,190,671	12,876,376	13,063,938
長期共済保有高	42,716,488	41,686,091	39,468,443	38,105,295
購買品供給高	50,749	53,642	55,380	61,289
販売品販売高・取扱高	27,739	26,904	26,844	27,312

(注) 購買品供給高、販売品販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

事業活動のトピックス（令和7年度）

- ・令和7年3月13日 漬け物部会 第7回 通常総会 開催
- ・令和7年3月14日 女性部 第71回 通常総会 開催
- ・令和7年4月18日 フラワーグリーン会 第35回 通常総会 開催
生産者部会 第8回 通常総会 開催
- ・令和7年4月25日 日立市多賀農業協同組合 第77回 通常総会 開催
- ・令和7年5月29日 年金友の会 第38回 通常総会 開催
- ・令和7年6月26日 貸住宅部会 第43回 通常総会 開催
- ・令和7年10月16日 第20回 ゴルフ大会 開催
- ・令和7年11月15日 第36回 JA祭 開催

農業振興活動

当JAは、地域の農業を守るため、耕作放棄地の解消を目指し、生活経済課において、農地の耕作及び農作業受委託事業に取り組んでいます。

また、農産物の販売強化の一環として、出荷者の顔写真付紹介コメントの掲示や朝市の開催等を実施し、安心かつ新鮮な地場産野菜の提供を行い、農業所得の増大及び新規生産者の増加に努めています。

新規就農者、担い手育成に向けた支援として、毎月第3火曜日に営農指導講座の開催や、農業者への貸出にかかる資金の提供、支援も行っています。

地域貢献情報

当JAは、組合員・利用者・地域の皆様に満足いただけるよう、きめ細やかなサービスを提供するとともに、地域社会とのふれあいを大切に豊かな社会作りを展開しています。

また、地域の一員としての責任を自覚し、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

今後とも、JAの総合事業を通じて、各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、「限りなく奉仕をしよう」を念頭におき、地域の協同組合として、社会貢献に努めてまいります。

◇ 地域からの資金調達状況

- 農業応援定期貯金
- ゆめたがクーポン券付き定期貯金

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項

- 年金相談会の開催
- 幼児、小学生を対象とした農業体験学習の実施
- 地域イベントへの参加
- 味噌作り体験教室、手芸教室の開催
- ドライブレコーダー搭載車による見守り活動の実施

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し融資課と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

リスク管理の状況

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

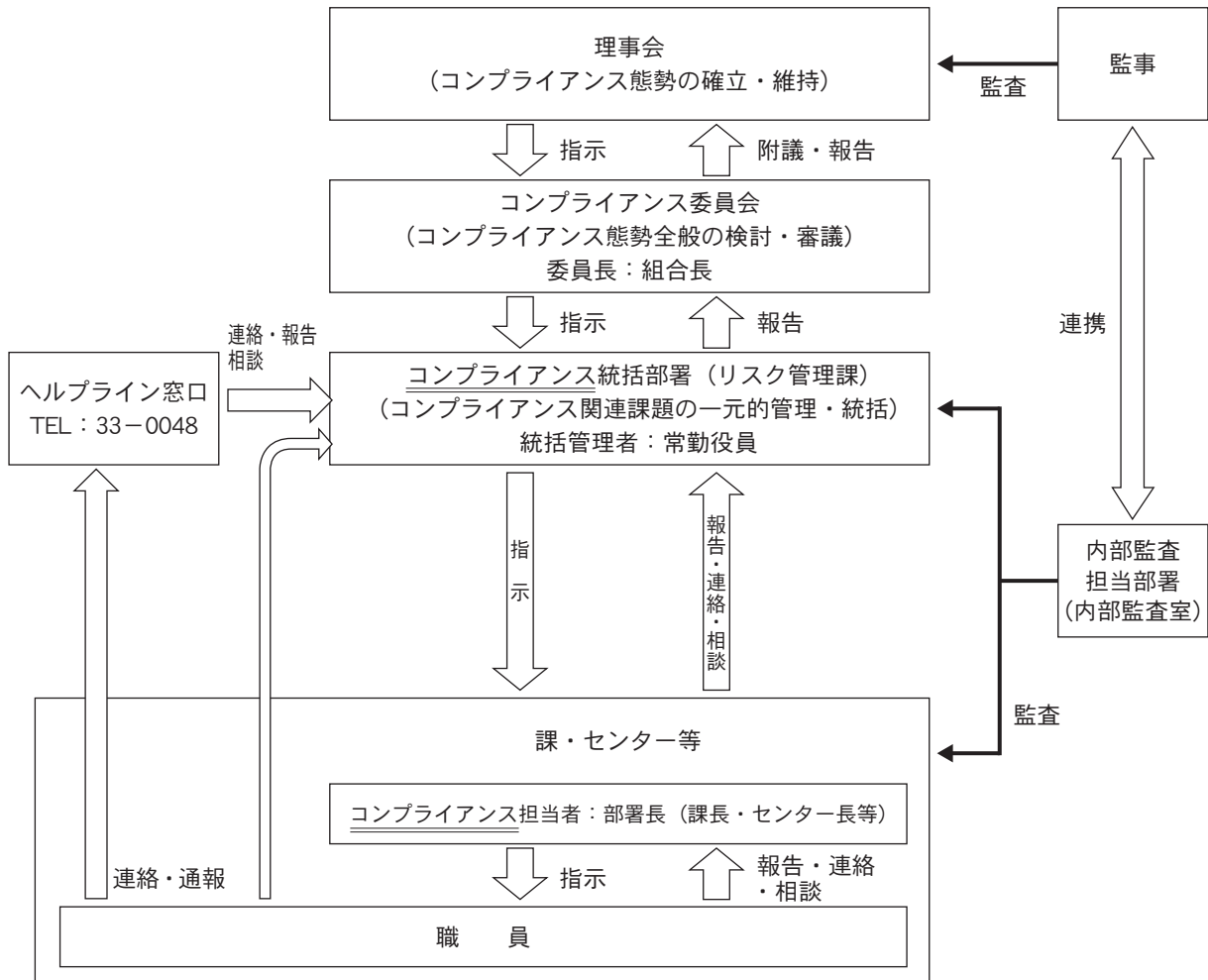
⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA 事業継続計画（BCP）」を策定しています。

リスク管理の状況

【リスク管理体制図】



◇法令遵守体制

＜コンプライアンス基本方針＞

JA 日立市多賀は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

また、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

リスク管理の状況

- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇ 金融 ADR 体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口

電 話：0294-33-0048

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇ 信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

リスク管理の状況

①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）（電話：03-6837-1359・受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

◇ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA のすべての事業を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

リスク管理の状況

◇業務の適正を確保するための体制

＜内部統制システム基本方針＞

平成31年2月1日制定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日最終改定
日立市多賀農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

＜運用状況について＞

- ・ JAの基本理念実践として、役職員の行動規範を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。
- ・ マネロン・金融犯罪対策への取組強化へのトップメッセージを発信し、役職員の意識改革を通じたマネロン・金融犯罪対策の取組強化に取り組んでいる。
- ・ 業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。
- ・ 自主（自店）検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の未然防止・早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

リスク管理の状況

＜運用状況について＞

- ・文書管理規程に基づき、職務執行に係る文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っている。また、情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびセキュリティ機器等の脆弱性管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

＜運用状況について＞

- ・JA を取り巻くリスクについては、ALM 委員会、コンプライアンス委員会等の各種会議体を通じて協議・情報共有を図り、理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

＜運用状況について＞

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指揮命令系統を明文化し役職員は職務の執行を効率的に遂行している。また、中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。
- ・人事労務教育基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

＜運用状況について＞

- ・監事監査を実効性のあるものとするため、理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。
- ・内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

リスク管理の状況

- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

＜運用状況について＞

- ・各業務における規程や業務マニュアル等を整備、準拠して業務を行っている。
- ・子会社管理規程を制定し、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

＜運用状況について＞

- ・経理規程等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、適切な財務報告を作成する体制を構築するため、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めている。
- ・法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて財務情報の適時・適切な開示に努めている。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

＜運用状況について＞

- ・県中央会の業務監査、経営相談と適宜連携し、内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善および内部監査の品質向上に取り組んでいる。また、経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決に努めている。

自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 1 月末における自己資本比率は、15.30%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資金調達額

項 目	内 容
発行主体	日立市多賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	245,387 千円（前年度 246,145 千円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○当組合の主な取扱商品

（令和8年4月1日現在）

種 類	特 色	期 間	預入単位等
総合口座	「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用商品です。年金・給与などの自動受取り、公共料金などの自動支払いに便利です。 定期貯金をセットすることで、その90%、300万円まで自動融資が受けられます。	期間と出し入れの自由な口座	1円以上 1円単位 ご融資利率 セットされた定期貯金の利率プラス0.5%
普通貯金	金額に制限なく自由に受入れおよび支払いを反復継続でき、決済サービス機能を有した要求払貯金として一般的な貯金です。	同上	1円以上 1円単位
スーパー定期	あらかじめ預入期間を定め、その期間中は支払いの請求をしないことを約した貯金です。	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	1円以上 1円単位
大口定期貯金	大口資金の運用に適した商品です。	同上	1,000万円以上 1円単位
定期積金	ご計画にあわせて、毎月一定額を一定期間積み立てていく商品です。	6ヶ月以上 5年以下	1回あたり1,000円以上 1円単位

（注）金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

事業のご案内

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

○当組合の主な取扱商品

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
JA 住宅ローン	・新築・増改築 ・土地の購入 ・他行からの借換など	・組合員 ・満18歳以上、満66歳以下最終返済時満80歳未満	・50万以上1億円以内（基金協会） ・10万円以上2億円以内（協同住宅ローン）	3年以上 50年以内	・元利均等返済（固定・変動） ・元金均等返済（固定・変動）	・基金協会保証 ・協同住宅ローン（株）保証	原則有担保
JA マイカーローン	・自動車・オートバイ等の購入資金 ・他行からの借換など	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満最終返済時満81歳未満	・10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内	・元利均等返済（固定・変動）	・基金協会保証 ・三菱UFJニコス ・（株）ジャックス	不要
JA 多目的ローン	生活に必要なとする資金	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満最終返済時満80歳未満	・10万円以上500万円以内（基金協会） ・10万円以上1,000万円以内（ニコス）	6ヶ月以上 10年以内	・元利均等返済（固定・変動）	・基金協会保証 ・三菱UFJニコス	不要
JA 教育ローン	入学金・授業料その他入学時及び就学に必要な資金	・組合員 ・満18歳以上、満65歳未満最終返済時満80歳未満（基金協会・ニコス） 最終返済時満76歳未満（ジャックス）	・10万円以上1,000万円以内	・6ヶ月以上据置期間を含め最長15年（在学期間+9年） ・6ヶ月以上16年10ヶ月以内（ジャックス）	・元利均等返済（固定・変動）	・基金協会保証 ・三菱UFJニコス ・（株）ジャックス	不要
農業経営拡大資金	農業施設・機械・器具、農地の取得・改良・造成、家畜・生産資材の購入等	・組合員 ・農事法人組合・団体	所要額以内	1年以上25年以内	・元利均等返済（固定・変動） ・元金均等返済（固定・変動） ・期日一括返済	・個人保証 ・基金協会保証	必要に応じ担保
農業近代化資金	・農作業所、トラクター、コンバイン、田植機などの農機具 ・その他	・正組合員 ・認定農業者、認定新規就業者 ・農業者（個人・農事法人等）	・農業者個人1,800万円以内 ・団体等2億円以内	・農機具等7年以内 ・施設等15年以内	・元金均等返済（固定）	・基金協会保証	基金協会の判断による

（注）上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。詳しくは窓口にてご確認ください。

事業のご案内

◇ 為替

全国の JA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

(注) 各手数料は、令和 8 年 4 月 1 日現在、消費税 10% が含まれています。

■ 為替手数料一覧

種 類	金 額	
振込手数料	同一店内・系統金融機関あて	1 件につき 660 円
	他金融機関あて	1 件につき 990 円
代金取立手数料	電子交換所取立	1 通につき 880 円
	個別取立	1 通につき 1,100 円
その他諸手数料	振込の組戻料・訂正料	1 通につき 990 円
	不渡手形返却料	1 通につき 1,100 円
	取立手形組戻料	1 通につき 1,100 円
	取立手形店頭呈示料 ただし、1,100 円を超える取立費用を要する場合は、 その実費とする。	1 通につき 1,100 円
	離島回金料	無 料

■ 貯金関係手数料

項 目	料金基準	金 額	備 考
手形帳交付	1 冊につき	11,000 円	
小切手帳交付	1 冊につき	11,000 円	
通帳再発行	1 冊につき	1,100 円	
証書再発行	1 枚につき	1,100 円	盗難・災害による喪失等の場合は、 所定の確認により無料
キャッシュカード再発行	1 枚につき	1,100 円	
残高証明書発行	定例 1 通につき	550 円	
	都度発行 1 通につき	1,100 円	
	お客様指定様式 1 通につき	3,300 円	
その他各種証明書発行	1 通につき	550 円	
地公体税金納付取次	1 枚につき	550 円	
取引履歴明細書発行	基本手数料 1 回につき	550 円	
	発行枚数 1 枚につき	55 円	
円貨両替手数料	101 枚～300 枚	220 円	
金種指定払戻手数料	301 枚～500 枚	330 円	
店頭硬貨整理手数料	501 枚～1,000 枚	440 円	
	1,001 枚～	550 円	500 枚毎に 550 円加算

事業のご案内

■貸出関係手数料

項目	料金基準	金額	備考
貸出事務手数料			
証書貸付 (JA 統一ローン)	1 件	3,300 円	無担保ローン (小口)
		33,000 円	有担保ローン
証書・手形・当座貸越	1 件	3,300 円	貯金担保・共済担保除く
手形割引	1 件	1,100 円	
債務保証	1 件	1,100 円	
返済方法・条件変更手数料			
一部繰上返済 (窓口扱い)	1 回	6,600 円	
一部繰上返済 (IB 扱い)	1 回	無料	有担保ローン
一部繰上返済 (IB 扱い)	1 回	無料	無担保ローン (小口) を含む
全額繰上返済			
実行から 10 年以内		11,000 円	
実行から 10 年超		6,600 円	
金利変更手数料	1 回	6,600 円	固定金利から変動金利への変更または金利引き下げ等
住宅ローン「とくとく」等の固定金利選択手数料	1 回	6,600 円	借入申込時の固定金利選択については、初回のみ無料
上記以外の条件変更	1 回	6,600 円	
証明書発行手数料			
残高証明書	1 通	1,100 円	
融資見込証明書	1 通	5,500 円	
住宅取得控除証明書	1 通	無料	

■各主要提携金融機関 ATM ご利用時間帯・ご利用手数料

金融機関名	ご利用手数料		
	平日 8:45～18:00	土曜 9:00～14:00	平日・土曜日のその他時間帯 及び日曜日・祝日
JA バンク	無料	無料	無料
三菱 UFJ 銀行	無料	110 円	110 円
セブン銀行	110 円	110 円	220 円
イーネット ATM	110 円	110 円	220 円
ローソン銀行	110 円	110 円	220 円
ゆうちょ銀行	110 円	110 円	220 円
JF マリンバンク	無料	無料	無料
その他 (MICS 提携)	110 円	220 円	220 円

(注) ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。
詳しくはご利用 ATM の掲示等でご確認ください。

■JA ネットバンキング取引手数料

振込手数料	同一店内	系統金融機関	他金融機関
	無料	220 円	275 円

■法人 JA ネットバンキング取引手数料

基本サービス	月額	1,100 円
基本サービス + 伝送サービス	月額	3,300 円
振込手数料	同一店内	無料
	系統金融機関	220 円
	他金融機関	440 円

■未利用口座にかかる管理手数料

2021 年 10 月 1 日以降に開設され、2 年間ご利用のない残高 10,000 円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料

商 品	手 数 料
普通貯金口座 (一般・総合・営農・こども)	年間 1,320 円
貯蓄貯金口座	

事業のご案内

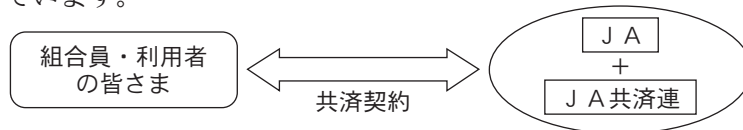
共済事業

◇ JA 共済の仕組み

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成 17 年 4 月 1 日から、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

購買事業

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農産物をお届けする事業を行っています。また、当 JA 管内において生産された野菜を中心に「地産地消」の取り組みとして、毎月第 3 土曜日に朝市を開催し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

葬祭事業

葬祭事業は、葬祭施設を設置し、多様化する様々な葬儀形態に柔軟に対応し、葬家の気持ちに寄り添ったご葬儀を提案いたします。

農業事業

農業事業は、地域農業を支えるため、組合員の農地の耕運作業により農産物出荷をサポートとし、農産物の流通拡大に努めています。

宅地等供給事業

宅地等供給事業は、法務・税務相談や土地の有効活用などの資産管理事業により、組合員の暮らしの全般にわたってサポートしています。

介護事業

介護事業は、介護保険のケアプランに基づいて、健全で安らかな老後を送るためのお手伝いをします。

指導事業

指導事業は、組合員の営農・生活指導はもとより、誰でも気軽に利用できるサービス事業の一環として行っています。

協同会社

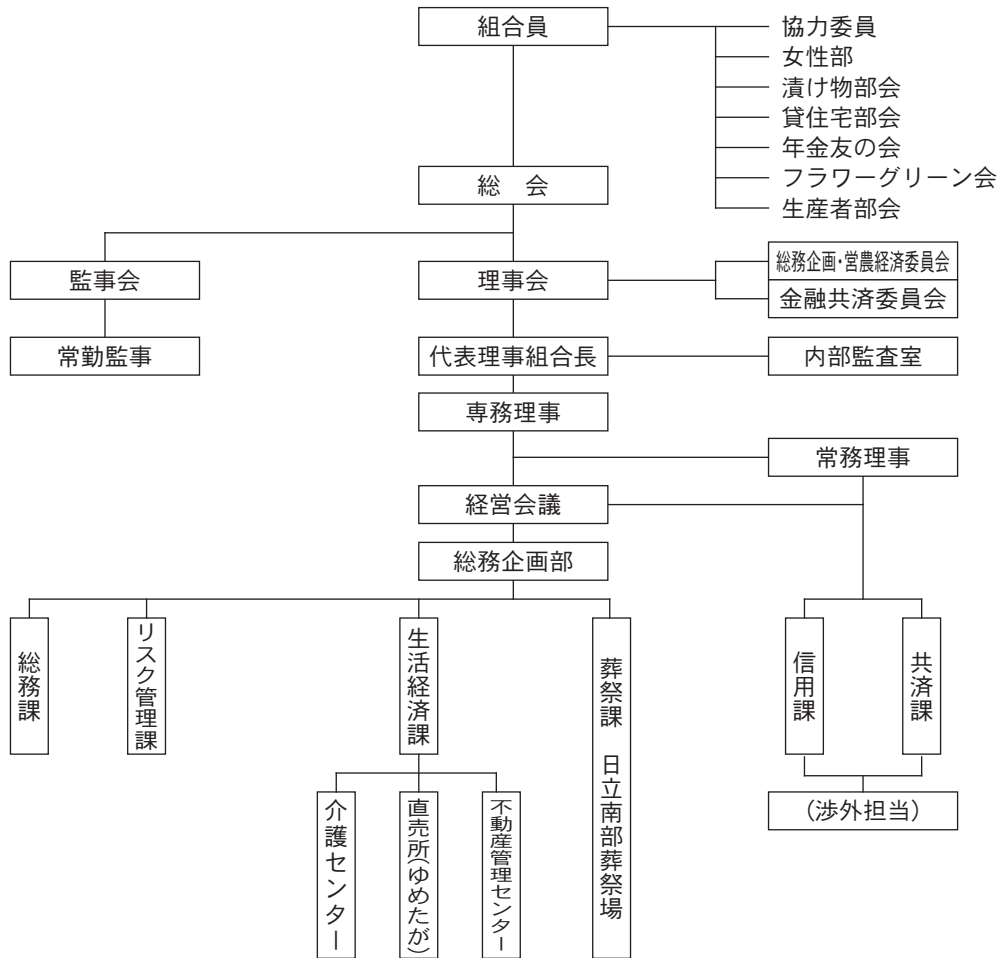
法人名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金(出資金)	当組合出資比率
(有)多賀協同サービス	日立市多賀町1-12-10	搬送・霊柩事業	平成10年4月23日	1,000万円	100%

(注) 令和 7 年 9 月 1 日より事業活動をしておりません。

JAの概況・組織

◇ 機構図

(令和8年4月1日現在)



◇ 役員構成

(令和8年4月24日現在)

区 分	代表権の有無	氏名	摘要
	有	助川 弘一	実務精通役員
	無	阿部 勝行	実務精通役員
	無	長山 公彦	実務精通役員 信用事業専任理事
	無	橘 道子	女性役員
	無	鈴木 弘文	
	無	石井 正己	
	無	瀬谷 隆典	
	無	大谷 愛子	女性役員
	無	瀬谷 裕子	女性役員
	無	大谷 篤也	
	無	赤津 和行	
代表・常勤監事		豊田 郁夫	員外監事・実務精通役員
監事		森 浩一	
監事		緑川 明男	
監事		大和田 憲一	

◇ 組合員数

(令和8年1月31日現在) (単位:人・団体)

資格区分		令和6年度	令和7年度
正組合員数	個人	男性	592
		女性	187
	計	779	
	法人	2	
小計		781	763
准組合員数	個人	男性	1,278
		女性	950
	計	2,228	
	法人または団体	18	
小計		2,246	2,256
組合員総数	個人	男性	1,870
		女性	1,137
	計	3,007	
	法人または団体	20	
合計		3,027	3,019

◇ 組合員組織の状況

(令和8年1月31日現在) (単位:人)

組織名	構成員数
女性部	80
漬け物部会	10
貸住宅部会	55
年金友の会	422
フラワーグリーン会	33
生産者部会	20

当JAの組合員組織を記載しています。

◇ 地区一覧

(令和8年1月31日現在)

日立市東成沢町、中成沢町、西成沢町、鮎川町、国分町、諏訪町、桜川町、末広町、多賀町、千石町、大久保町、中丸町、塙山町、金沢町、東金沢町、東多賀町、河原子町、東大沼町、大沼町、台原町、みかの原町、森山町、水木町、大みか町の区域。

◇ 店舗等のご案内

(令和8年4月1日現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM設置・稼働状況
本店 (総務課・リスク管理課・信用課・ 共済課・内部監査室)	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048	○
購買店舗 (生活経済課)	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0187	
不動産管理センター	日立市多賀町1-13-8	0294-38-6789	
介護センター	日立市多賀町1-13-8	0294-33-1115	
葬祭課 日立南部葬祭場	日立市茂宮町770	0294-54-1494	

◇ 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和8年1月31日現在)

◇ 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年1月現在) 所在地 東京都港区芝

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.